

役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）
 役員の報酬等及び費用弁償に関する規則第3条第1項及び第4条の規程に基づき、理事の報酬
 等の支給基準及び役員等の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の支給基準)

第2条 理事には別表第1に掲げる金額の範囲以内で報酬を支給するものとし、その額は理事会
 で決定する。

2 支給する報酬については勤務した翌月に振込で支給する。

3 使用人兼務理事には職員等の給与に関する規程（平成24年4月1日制定）を適用し、無報酬
 とする。

別表第1（第2条第1項関係）理事の報酬額

役職名	勤務日数	報酬額の基準
理事長	月20日以内	月額6万円以内
副理事長	年間50日程度	日額3千円以内
その他の理事	年間15日程度	日額3千円以内

(費用弁償)

第3条 役員がこの法人の区域内で別表第2に掲げる職務に従事した場合、費用弁償として1日
 につき2,000円を支給する。

2 役員がこの法人の区域外で別表第3に掲げる職務に従事した場合、役員等旅費規程（平成24
 年4月1日制定）を準用して旅費を支給する。

別表第2（第3条第1項関係）

- | |
|--|
| 1. 理事会への出席及び役員としての職務
2. 監事監査
3. 理事長、副理事長としての業務執行のための出勤 |
|--|

別表第3（第3条第2項関係）

- | |
|--|
| 1. 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会総会等への出席
2. 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会総会等への出席
3. 役員研修会等への出席 |
|--|

(委任)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人
 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第
 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は令和2年4月1日から施行する。

3 この規程は令和6年6月17日から施行する。